

ハラスメントによる自殺事例の裁判闘争

水野幹男（水野幹男法律事務所）

名古屋高裁平成29年11月30日判決（判例時報2374号、78頁）

事案の概要

本件は被災者のA(女性)が高校卒業後の平成21年4月から被控訴人会社(青果物の中卸業)に正社員として入社し、当初は総務部で経理事務を担当し、平成24年3月から営業事務を担当に配置転換となったものの、同年6月21日に自殺した。被控訴人Y1は、経理事務担当の先輩、被控訴人Y2は、営業事務担当の先輩である。被災者には精神科の受診歴はない

所轄の労働基準監督署は経理事務から営業事務に配置転換したことにより時間外労働時間が、月50時間から67時間に大幅に増加したこと、配置転換先の営業事務が慣れない業務で多忙であったことY1及びY2からいじめをうけていたことを総合的に検討して業務上と認定した。

本件訴訟は、労災認定を受けた後に、会社とY1及びY2を被告として提訴した損害賠償請求訴訟の控訴審の判決である。1審の名古屋地裁はY1とY2の不法行為を認めたものの、会社の安全配慮義務を認めなかった。高裁判決は、平成12年3月24日最高裁判決(電通事件)に沿って使用者は業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことのないよう注意する義務を負っているという考え方にに基づき会社の責任も認めた判決である。